

第9章 ロシア

内国民待遇

(1) 廃車税の導入

<措置の概要>

ロシア政府は、2012年9月、WTO加盟（2012年8月22日）に伴い自動車輸入関税を削減する一方で、「製造及び消費廃棄物に関する連邦法」を改正し自動車に対する廃車税（リサイクル税）を導入した。自動車廃棄物の適正な処理により環境を保護することが目的とされている。

廃車税の支払い義務を負う者は、ロシアに車両（通常の乗用車だけでなく、電気自動車、オフロードダンプトラック、特殊目的車両を含む）を輸入する者、ロシア国内で車両の生産を行う者である。廃車税の額は、基本税率及び自動車の種類、排気量、製造年等に応じて設定される係数に基づいて算出される。これによれば、中古車（出荷日から3年以上が経過した自動車）には新車に比し高率の係数が規定されている。

廃棄物の安全処理義務を引き受け、自らの負担において (i) 廃車の引取り拠点を設けること、(ii) 引取り拠点から廃棄場までの運送を確保すること、(iii) 廃棄物処理のライセンスを有する者を採用すること、(iv) 廃車の引取り拠点に関する情報を公表すること等を行う生産者は廃車税の支払を免除される。但し、免除登録の要件として、ロシア国内で登録された法人であることや、一部の車種についてはカザフスタン及びベラルーシとの関税同盟の領域内で製造されたフレームやシャー

シ、キャビン等を使用した自動車を生産している生産者であること等が要件となっている。また、関税同盟諸国（カザフスタン及びベラルーシ）からの輸入車については廃車税が適用されない。

ロシア政府は2013年10月に入って廃車税の改正法を採択し、2014年1月1日付で施行された。改正法の下では、①ロシア国内生産者に対する免税制度、②関税同盟諸国からの輸入車に対する免税制度、③免税要件であるローカルコンテンツ要求が廃止され、内外差別的要素は基本的に是正された。他方、輸入中古車とロシア国産車との間で税率が大きく異なり、また、ロシア中古車には、新車の際に廃車税が課されていれば中古車として販売される場合に追加的な廃車税は課せられない点は、依然是正されていない。

<国際ルール上の問題点>

廃車税免除の余地を国産車だけに認め、輸入車への免除の可能性が排除されている点は、税に関する国内産品と輸入産品の無差別を定める内国民待遇義務（GATT3条2項）に違反する可能性がある。また、関税同盟領域内製のフレームやシャーシ、キャビン等を含む自動車を生産している生産者であることも一部車種の廃車税免除のための登録要件となっているが、この要件は、カザフスタン、ベラルーシ以外からの輸入品の購入を抑制させ、関税同盟領域内であるカザフスタン及びベラルーシ産品に有利な待遇を与えることから、GATT第1条1項の最恵国待遇義務に違反する可能性があった。これらの点については、上述のとお

り、改正法により基本的には是正されている。

他方、中古車に対する高額の税負担は、例えばある特定国からは専ら中古車を輸入している場合等には、当該国に対する事実上の差別として最恵国待遇ないし内国民待遇違反の疑いが生じる可能性がある。

＜最近の動き＞

我が国は、2012年6月、経済産業大臣より経済発展大臣に対し、同年9月にはAPEC閣僚級会合において、経済産業大臣よりロシア第一副首相に対し懸念表明を行った。また、WTOにおいては、2012年11月、WTO物品理事会において米国・EUとともに懸念を表明した。さらに、上記取組と並行して、現地大使館等を通じて情報収集や申し入れを継続してきた。これらを受け、ロシア政府は、2013年3月のWTO物品理事会で制度を改善することを表明し、同年4月、ロシア政府は、廃車税制度をWTO整合的なものとするため、同制度を改正する法案を公表したが、同年6月、法案審議を秋に延長することを公表。これを受け、同年7月、EU続いて日本がそれぞれWTO協議を要請し、EUは7月29～30日（ブラッセル）、日本は8月13日（ジュネーブ）にロシアとの協議を実施した（日本はEUの協議に、EUは日本の協議にそれぞれ第三国として参加）。

これらの働きかけの結果もあり、ロシア政府は改正法の審議を進め、同年10月21日の大統領署名、運用細則の決定を経て、2014年1月1日に改正法が施行されている。我が国としては引き続き、改正法及び関連の実施規則の施行・運用状況を注視し、必要に応じてWTO協定に整合的な運用を求めて働きかけを行っていく。

（2）私的録音録画補償金制度

＜措置の概要＞

2010年10月、ロシア政府は著作物の私的複製に対する補償を目的として私的録音録画補償金制度を導入した。私的録音録画に関する製品につき、著作権保護団体（Russian Union of

Right-Holders：RUR）と製造者または輸入者との契約を通じて補償金を徴収し、著作権者に分配する制度である。

課金対象品目はビデオデッキ、録画・再生機能をもつテレビなど音響・映像機器のほか、電話機、パソコン、フラッシュメモリーといったIT関連機器も含まれ、国内製造品については販売価格の1%、輸入製品については通関時価格の1%が著作物の私的複製に関する補償金として課される。

しかしながら、本制度では、そもそも複製機能のない機器（DVDプレーヤー、テレビ、カーオーディオ等）や、著作物の私的複製用途を有しない機器（デジタルスチルカメラ、家庭用ビデオカメラ等）が補償金支払いの対象とされている。さらに、対象機器につき、国内製造品が国内産業分類（OKP）コードによって定められているのに対し、輸入製品はHSコードにより定められており、国内製造品と輸入製品とで対象機器が異なる（HSコード準拠の輸入業者の方が、国内製造者より課金対象機器が多くなる）。

＜国際ルール上の問題点＞

国内製造品と輸入製品で対象機器が異なり、輸入製品の方が国内製造品よりも課金対象機器が多くなる点については、事実上外国産品に不利な制度として内外差別を構成しているおそれがあり、この場合、内国民待遇義務違反（GATT第3条）の可能性がある。また、私的録音録画補償金制度を定めたロシア連邦民法典1245条の法目的に照らせば課金対象とする必要がないはずの機器が対象とされている点も問題となる可能性がある。

＜最近の動き＞

2012年6月、経済産業大臣がロシア経済発展大臣に対し、本制度の対象機器と運用につき、内外差別の疑義が残るとして懸念を表明。先方は、海外製品を差別するものではないとしつつ、具体的な情報提供を要請した。同月、在ロシア日本国大使館経由で、経済発展省に対し業界からの要望事項

を送付しつつ、必要な改善を申し入れた。引き続き、二国間協議等の場で措置の改善を促していくことが必要であろう。

関 税

[個別措置]

冷蔵庫に対する関税の譲許率違反

<措置の概要>

①容量340リットル（L）超の大型冷蔵庫

ロシアのWTO譲許税率は、下記のとおり。

加盟時（2012年8月）	2013年9月	2014年9月	2015年9月	2016年9月	2017年9月
20%	18.3%	16.7%	15%	13.6%	12%

他方、ロシアの実行税率は「20%ただし容量1Lあたり0.24ユーロを下回らない」としており、冷蔵庫の価格と容量によっては譲許税率を超えて関

税が課されており、輸入者（日系現地法人）に多額の過払いが発生していた。

②340L未満の小型冷蔵庫

ロシアのWTO譲許税率は、下記のとおり。

加盟時（2012年8月）	2013年9月	2014年9月	2015年9月	2016年9月
20%	(i) 18.3%、(ii) 18% ただし容量1Lあたり 0.198ユーロを下回 らない、のいずれか 低い方	(i) 16.7%、(ii) 16% ただし容量1Lあたり 0.156ユーロを下回 らない、のいずれか 低い方	(i) 15%、(ii) 14%た だし容量1Lあたり 0.114ユーロを下回 らない、のいずれか 低い方	12%

他方、ロシアの実行税率は「20%ただし容量1Lあたり0.24ユーロを下回らない」としており、冷蔵庫の価格と容量によっては譲許税率を超えて関

税が課されており、輸入者（日系現地法人）に過払いが発生していた

<国際ルール上の問題点>

ロシアの実行税率の「ただし容量1Lあたり0.24ユーロを下回らない」という規定により、冷蔵庫の価格と容量によっては譲許税率を超えて課税され（例えば、容量400Lの冷蔵庫が価格470ユーロの場合、関税として96ユーロが課され、譲許税率の20%に相当する94ユーロを超えて課税される）、GATT第2条違反となる可能性がある。

<最近の動き>

我が国政府は、2013年3月のWTO物品理事会の他、同4月にロシアにて行われた日露政府間委員会貿易投資分科会議長間会合等で問題提起し、8月のロシアとの二国間協議で、経済産業大臣からロシア経済発展大臣に対し、即時の是正を求めた。同年9月、ロシア政府は340L未満の小型冷蔵庫の関税率を「18%ただし容量1Lあたり0.198ユーロを下回らない」に、10月には340L超の大型冷蔵庫の関

税率を「18.3%ただし容量1Lあたり0.16ユーロを下回らない」に改正した。これら実行税率の改正により、被害額は大幅に緩和されたものの、冷蔵庫の容量と価格によっては未だ一部譲許税率違反が残るため、引き続き注視していく。

輸出税を巡る措置

丸太輸出税

*** 本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。**

<措置の概要>

ロシア政府は、2007年2月、前年12月に発効したロシア新森林法の追加的措置として、丸太の輸出税引き上げを発表した。これにより、我が国への輸出が多い針葉樹丸太の場合、2007年7月にそれまで6.5%であった輸出税率が20%に、2008年4月に25%に引き上げられ、さらに引き上げる動きもみられた。

丸太の輸出税の引き上げと同時に、紙・パルプ等の木材製品の輸出税の引き下げ・撤廃措置も導入された。これら一連の措置は、ロシア国内での木材加工産業の発展を目的とし、諸外国からのロシアの木材加工業界への投資促進を図るためのものであった。

本措置については、①当時、世界最大の丸太輸出国（全世界の丸太輸出量の約33%を占める）であるロシアによる措置であること、②本措置の最終税率が実行された場合、丸太輸出禁止措置と同様の効果を持つ恐れがあること、③輸出税の引き上げが極めて短期間に行われ、ロシアの国内木材加工産業への投資が必ずしも十分に見込めないこと、等から、ロシア材の供給が十分に行われず世界の木材市場へ大きな影響を及ぼすことが懸念された。

このため、本措置の導入以降、我が国やスウェーデン、フィンランド及びバルト諸国等のロシア産

丸太の輸入国は様々な機会を通じ、本措置に対する懸念をロシア政府に伝達した。結果的に、さらなる税率の引き上げは行われず、丸太輸出税は25%（又は15ユーロ/立方メートルのいずれか高い額）で据え置かれた。

2012年8月22日ロシアがWTOに加盟し、ロシアから輸出されるヨーロッパトウヒ、ヨーロッパモミ、ヨーロッパアカマツの丸太等に賦課されていた輸出税の一部が変更された。たとえば、一定の輸出割当枠内では、ヨーロッパアカマツについては15%に、ヨーロッパトウヒとヨーロッパモミについては13%に引き下げられた一方、輸出割当超過分については税率を80%（ただし55.2ユーロ/m³を下まわらない）に引き上げられた。

<懸念点>

輸出税引き上げが発表された当時、WTOにロシアは未加盟であり、また、WTO協定上も輸出税に関する明確な規定がないため、本措置に関して国際貿易ルールに基づいて問題提起することは困難な状況にあった。

ロシアのWTO加盟後、輸出割当枠内の輸出については輸出税が引き下げられたが、超過分の輸出についてはロシアが独自に決定した税率に大幅に引き上げられ、実質的な輸出禁止措置に近い効果を持っている。また、毎年、輸出割当量は過去3年間の事業者の輸出実績を基に計算・付与されることから、公平・公正な配分がなされているかについて注視しつつ、必要に応じてマルチ、バイなどの場を通じて改善をはたらきかけていく。

<最近の動き>

2012年8月にロシアがWTOに加盟し、それに伴い一定の輸出割当枠内では、ヨーロッパトウヒ、ヨーロッパモミ、ヨーロッパアカマツ等の輸出税が引き下げられた。一方、かねて我が国へ多く輸出されているエゾマツ、トドマツ、カラマツについては25%の輸出税は維持されたままとなっている。

コラム ロシアのWTO加盟

①加盟交渉の経緯

ロシアのWTO加盟交渉のプロセスは、1993年6月にWTOの前身であるGATTへの加盟を申請し、同年、加盟作業部会（WP）が設立されたことに遡る。その後、1995年7月に第1回WPが開催されて以来、公式WPが30回実施された。ロシアは、2006年7月に開催されたG8サミットの議長国であったことからG8サミット前のWTO加盟を目指していたが、実現には至らなかった。

加盟に際しては、関心を有する全ての既加盟国と二国間交渉を行って承認を得る必要があるが、ロシアは我が国を含む61の既加盟国と二国間交渉を実施した。主要国との間では、EUとは2004年5月に、中国とは同年9月に、韓国とは同年11月にそれぞれ合意に至った。その後、インド、台湾、チリ、NZ、カナダ、スイス、米国等と二国間交渉を終え、最も交渉が難航したグルジアとも2011年11月に終結した。

他方、多国間交渉の場であるWPについては、2008年8月にロシアとグルジアの間で軍事紛争が勃発した影響を受けて一時交渉が中断したことに加え、2009年6月に、ロシアが、カザフスタン、ベラルーシとの3ヶ国で構成される関税同盟としてのWTOへの参加の意思を表明（同関税同盟は2010年1月に発効）したため、WTO内での加盟検討作業が約1年間中断した。

その後、2010年5月にロシアが、関税同盟でのWTO加盟ではなく、同盟3ヶ国がそれぞれ加盟を目指すことを正式に表明し、関税同盟との関係も含めて、検討作業が再開した。最終的には、2011年12月のWTO定期閣僚会議で加盟が承認されるに至った。2012年7月にはロシア国内での加盟議定書批准手続が完了し、同年8月22日、ロシアは正式に156番目のWTO加盟国となった。

②主な二国間交渉の概要

(a) 日ロシア交渉

我が国との二国間交渉については、自動車関連の

関税がひとつの大きな焦点だった。それまで完成車に25%の輸入関税をかけていたロシアは、WTO加盟に伴う自動車関税引き下げについて、関税を加盟1年目で35%に引き上げ、7年目に15%に引き下げる案を提示していた。これに対し、日本やEUは10%に引き下げるよう要求、国内の自動車産業の育成を図るロシアはこの要求に難色を示していた。2004年に入って進展していた交渉は、2004年11月のAPEC 閣僚会合時に行われた経済産業大臣とロシア経済発展貿易大臣の会談において実質合意したことによりさらに加速した。最終的には、2005年2月、自動車輸入関税について、7年かけて25%から15%に引き下げることで合意が成立した。2005年4月に東京で行われた日露貿易経済政府間委員会第7回会合において、両国議長である外務大臣とロシア産業エネルギー大臣の間で、日露二国間交渉の実質合意を確認した。その後、事務レベルの調整を経て、同年11月のロシア大統領訪日時に、両国首脳立ち会いの下、正式署名が行われた。

(b) 米ロシア交渉

米国との二国間交渉は、米国牛肉の輸入に関わる衛生条件や知的財産権の保護（特に著作権や商標についての規定）について交渉が続いていたが、2006年11月10日、USTRは二国間交渉の大筋合意を発表。同年11月15日から行われたAPEC首脳会合の際の米露大統領首脳会談において、USTR代表とロシア経済発展貿易大臣の間で署名が行われた。知的財産権の保護については、ロシアがTRIPS協定に整合させる目的で知財関連法令の法制度整備を進めた一方で、米国はロシアによる映画やソフトウェアの複製、海賊版DVDの販売など運用・執行面での知的財産権の侵害を強く懸念しており、知的財産侵害に対する抑止力を確保すべくサイド・レターを交わした。同レターには、ロシア連邦政府は、WTO加盟前に生じる如何なる国内法及び規則の変更も、TRIPS協定及び知的財産権関連の条約の規定との整合性を損なうものと

ならないことを確保するとの記載が含まれている。
また、米国がロシアによる知的財産権の侵害に対して有効な取り締まり措置の実施を求めてきた結果、加盟議定書では、ロシア政府が今後も引き続き知的財産権侵害物品の取り締まりを強化する旨が表記された。

(c) EUロシア交渉

ロシアは、国営企業（ガспロム）による国内消費者向け天然ガス価格を生産コストに比べ著しく低く設定しており、天然ガス価格に対する政府の介入の問題を抱えていた。EU、米をはじめ加盟国は、国内価格が輸出価格及び国際市場価格よりも不当に低く設定され、国内下流産業に対する間接的な補助金となりうるとしてこれを懸念。また、国営企業による天然ガスの販売が通常の商業的考慮に則っていないこと、不当に廉価な輸出がアンチダンピング（AD）や相殺関税（CVD）の対象となりうることを指摘した。

最終的には、2004年3月の閣僚会合を経て、同年5月にモスクワで行われたEU・ロシアサミットにおいて、二国間合意に達した。同合意では、最大の懸案事項であったエネルギーの二重価格問題については、ロシア国内の産業用ガス価格を段階的に引き上げることで合意した。

③加盟に伴う主な約束内容

(a) 物品市場アクセス

全品目の平均譲許税率を2011年の10.0%（実行税率）から7.8%に削減。鉱工業品全体（7,955品目）では、10.0%（実行税率）から6.8%に削減。農産品では13.2%から10.8%に削減された。日本からの主要輸出品目では、乗用車が加盟前30%又は35%から加盟時に25%、さらに加盟後7年で15%まで削減される。携帯電話などIT製品については、現行10%から加盟後3年で0%に削減する（WTO加盟後、2013年9月にITA（情報技術協定）に参加）。

(b) サービス市場アクセス

WTO区分における155サービス分野のうち、116分野についてサービス市場の自由化を促進、または現状以上に規制を強化しないことを約束。例えば流通サービスについて、WTO加盟時に、卸売、小売り、フランチャイズ分野で100%外資を認める自由化を実施。金融サービスでは、加盟9年後に外国保険会社の支店設立を認可。また、銀行業・証券業では、外国銀行による現地法人および駐在員事務所の設立を認可。ただし、個々の国内銀行への外国資本比率制限を設けない一方、ロシアの金融システム全体に対する外国資本比率は50%に制限することとした。また、外国保険会社による支店開設を容認、電気通信分野では、外資制限（加盟時49%）が加盟後4年で撤廃される。この他、道路輸送、海上輸送サービスに関しても一定の自由化を約束した。

(c) 知的財産権

TRIPs協定のすべての規定を移行期間なしで適用することを約束。また、著作権によって保護されたコンテンツの違法配信を行うウェブサイトの運営に対する規則、取り締まりを約束。

(d) 貿易関連投資措置

2018年7月1日までに、TRIMs協定等のWTOルールに整合的でない貿易関連投資措置（自動車投資優遇策）を撤廃する。その他の貿易関連投資措置は加盟日から全てWTO条項に従うことを約束。

(e) 輸出税

鉱物燃料、石油、ベースメタル等、700以上の品目について上限を設定。また、MFN原則をはじめとするWTO協定に則って輸出税を適用することを約束。

(f) 政府調達

加盟と同時に政府調達協定（GPA）のオブザーバーとなり、4年以内に加盟交渉を開始することを約束（2014年2月現在、加盟交渉は開始されていない）。

(g) エネルギー

天然ガスの二重価格問題に関し、ロシアの天然ガス製造者及び流通者は、コストと利潤に基づいて通常の商業的検討に則って運営することを約束。